



八王子市都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画下柚木野猿峠地区地区計画を次のように決定する。

| | | | |
|---------|--|------------|---|
| 名 称 | 下柚木野猿峠地区地区計画 | | |
| 位 置 | 八王子市下柚木字十五号地内 | | |
| 面 積 | 約 0.7ヘクタール | | |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、八王子市の中心市街地と多摩ニュータウンがある東部地域を結ぶ主要な幹線道路である東京都道160号下柚木八王子線の沿道に位置している。八王子市都市計画マスタープランでは、本地区周辺の都道沿道は、周辺環境との調和に十分配慮しつつ、居住機能と商業・業務系機能が調和した利便性の高い市街地として、土地の高度・有効利用に努めることとされている。</p> <p>そこで本地区においては、貴重な自然環境と共生しながら、幹線道路沿道にふさわしい沿道型商業施設を誘導し、複合市街地の形成を図るとともに、東京都景観計画の丘陵地景観基本軸の区域内に位置することから、周囲の環境や緑と調和した魅力ある都市環境の形成を図ることを目標とする。</p> | | |
| 針 | 区域の整備・開発及び保全に関する方 | 土地利用の方針 | <p>幹線道路沿道である立地条件を活かし、沿道型商業施設及び近隣居住者などの利便に供する店舗等の施設の立地を誘導し、幹線道路沿道の地区特性にふさわしい土地利用を図る。</p> |
| | | 建築物等の整備の方針 | <p>良好な都市機能の形成と維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>また、緑のある街並みの形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> |

| | | | |
|--------|------------|----------------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 東京都道160号下柚木八王子線に接する敷地においては、建築物の1階部分（廊下、階段等又は管理室の用途に供する部分を除く。）に、次に掲げる用途以外の用途に供する建築物を建築してはならない。 1 店舗、飲食店その他これらに類するもの 2 事務所 3 ガソリンスタンド 4 診療所又は病院 5 前各号の用途に供する建築物の部分に附属するもの |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 250㎡ |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上としなければならない。 |
| | | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 1 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2 屋上及び屋外設置物は周囲からの景観に配慮したものとする。 3 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するような色彩、大きさ及び設置場所に留意し、良好な景観の形成、風致を損なわないものとする。 |
| | | 垣又はさくの構造の制限 | 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスとする。ただし、門柱又は高さ0.4m以下のコンクリートブロック若しくは石積等は、この限りでない。 |

は、知事同意事項

「区域については、計画図表示のとおり」

理由：幹線道路沿道における都市環境の形成と維持・保全を図るため地区計画を決定する。